



川崎市 アピアランスケア 助成金交付事業

治療等による外見の変化にお悩みの方へ

川崎市では、傷病の治療等による外見の変化を補う目的で購入又はレンタルした補整具の費用を助成します。

助成対象者は？

令和7年6月から申請受付開始

※令和7年4月以降に購入またはレンタル開始した補整具が対象

◆ 次のすべての条件に該当する方が対象です

1. 申請時に川崎市に住民登録のある方
2. がんの治療等※に伴う外見の変化を補うために補整具を購入・レンタルした方

※がんの他、健康保険適用内の傷病が該当となります。

3. 過去に本市又は他自治体で同様の助成を受けたことがない方
4. 他制度で同様の助成を受けることが出来ない方

助成対象品目は？

◆ ウィッグ

ウィッグ・装着時に皮膚を保護するネット・毛付き帽子

◆ 胸部補整具・エピテーゼ

補整下着・補整パッド・エピテーゼ（人工乳房等）

※付属品、ケア用品、交通費や郵送料等は助成の対象外です。

助成金額は？

助成対象者1名につき、それぞれの区分ごとに1回を限度に助成します。

※18歳未満の助成対象者については年度ごとに1回助成します。

◆ ウィッグ

上限30,000円

◆ 胸部補整具・エピテーゼ

上限30,000円



申請書類 ※がんの方はA+B、がん以外の方はA+Cをご提出ください

【A:全員必要な書類】

◆川崎市アピアランスケア助成金
交付申請書

◆領収書・明細書（原本または写し）

※宛名、購入又はレンタルの日付、購入等の金額、
購入等品目の内訳、金額の内訳、領収書発行者
名称等、詳細の記載があるものを組み合わせて
提出してください

◆住民票※発行から1ヶ月以内
（市による住所登録調査に同意する場合は省略可）



【B:がんの方はこちら】

◆治療方針計画書、治療同意書、
手術同意書等（原本または写し）
（傷病等に伴う脱毛、外科的治療等に伴う身体
の欠損や形の変化が確認できる書類を
いずれかひとつ）

【C:がん以外の方はこちら】

◆川崎市アピアランスケア助成金交付
事業に係る意見書（原本または写し）
※本事業指定の様式のため、申請にあたり、
医療機関へ記載を依頼してください



申請の流れ

販売業者

①

申請者

②

川崎市

③

① 補整具を購入・レンタル

② 助成金を申請・請求 ※購入・レンタルから1年以内
電子申請（オンライン手続きかわさき）又は**郵送**で受付しています。
※区役所等窓口での申請は受付しておりません

③ 助成金の決定・通知・支払い
申請内容を審査し、交付（不交付）決定通知書により通知します。
交付の場合、指定口座へ助成金を振込みます。

- ◆ 本事業の詳細はホームページをご確認ください。
右記の二次元コードからご覧いただけます。
- ◆ 郵送申請およびお問合せは下記窓口へご連絡ください。

申請書郵送先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局

地域包括ケア推進室専門支援担当

TEL: 044-200-3801

